

商 法 (100点)

第1問

P株式会社はシステム設計開発およびモバイルゲーム開発提供を目的とする公開会社である。同社の発行済株式総数は1万株であり、創業者Aが4000株、残りはいくつかの取引先が保有している。

モバイルゲーム部門は資産額ではP社の資産総額の4割程度を占め、営業利益の点でも同社の全営業利益の約半分を稼いでいるが、競合他社に遅れをとり、不振に陥っている。そこで、P社の取締役会は、競合他社の1つであるQ社に同部門を売却することを計画し、同社と交渉をしたところ、話がまとまった。しかし、このことを漏れ聞いたAは、反対の意を示し、P社経営陣の説得にも応じなかった。

平成28年7月中旬、P社の臨時株主総会が開催され、Q社へのモバイルゲーム部門の売却に関する契約（以下「本件契約」という）が、賛成多数により承認された（以下「本件決議」という）。同株主総会の招集にあたり、Aには招集通知が送られていなかったため、総会にA以外の株主は出席したが、同人は出席しなかった。

同月下旬、P社の株主Bが、本件決議につき、決議取消しの訴えを提起した（以下「本件訴え」という）。

その後、Q社の経営陣は、P社から譲り受けたモバイルゲーム部門に期待していたほどの価値がないことが判明したため、支払った代金を取り返したいと考えるようになった。

本件訴えにかかる判決が出され、確定した場合に、Q社が、P社に対し、本件契約が無効であると主張できるかについて、本件訴えにかかる判決がどのような内容となるべきかも含めて、論じなさい。

第2問

P株式会社はステーキレストラン業を目的とする公開会社であり、取締役はA・B・C・D（代表取締役はA）である。Dは個人で豚肉の精肉業を営んできたが、Aの古くからの友人であり、Aに請われてP社の取締役を務めている。P社の資本金の額は5000万円、資産総額・負債総額はいずれも約5億円である。P社は、従来から食材に用いる牛肉の仕入先を増やしたいと考えており、ちょうどDが牛肉の精肉業も始めたことから、P社はDからも牛肉を仕入れることとした。

平成28年9月1日、Aは、P社を代表してDとの間で、1か月間で総額200万円の牛肉を買い入れる契約を締結し、同日からDは牛肉の納入を開始した。売買代金200万円（以下「本件債務」という）の支払期日は同年10月31日と定められた。P社では、従来から原則として500万円以上の取引については取締役会の承認を得るという扱いがされてきたが、Dとの取引はこの基準には満たないため、AはP社取締役会の承認を求めることはしなかった。

同年9月20日、P社の財務状態を懸念したDは、Aに対し、本件債務の支払を確実にするため、P社が振り出した手形を自分に交付し、A個人も保証の趣旨でこの手形に署名するよう強く求めた。そこで、Aは、P社を代表してAを受取人とする確定日払いの約束手形（手形金額：200万円、満期：平成28年10月31日）を振り出し、その裏書欄に、Dを被裏書人とするA個人の裏書署名を行って、これをDに交付した（以下「本件手形」という）。Aは、本件手形のDへの交付についてもP社取締役会の承認を求めなかった。

本件手形は満期に所持人により支払呈示がされたが、支払は拒絶された。本件手形につき手形法が定める遡求権保全の要件は満たされたものとして、次の（1）①②および（2）の手形金請求が認められるかどうかを検討しなさい。

(1) Dが本件手形を他に譲渡せず、現在も所持人である場合

①DのP社に対する手形金請求

②DのAに対する手形金請求

(2) Dが本件手形を満期前にXに裏書譲渡し、Xが所持人となった場合

XのP社に対する手形金請求